

○うるま市就学援助規則

平成27年11月10日

教育委員会規則第5号

改正 平成28年11月14日教委規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(就学援助の対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、うるま市内に居住する児童及び生徒の保護者又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条第1項の規定によりうるま市内の小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項の規定する要保護者

(2) 次のいずれかに該当し、前号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた者

ア 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者

イ 前年度又当該年度において、同一生計にある者が市町村民税(所得割)非課税又は減免である者

ウ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項に規定する児童扶養手当の全部支給を受けている者

エ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金掛金の全額免除された者

オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づく保険料の減免を受けた者

カ 世帯の収入が、別に定める基準額未満の者

キ 年度途中の転入において、前住所地で就学援助を受けていた者

ク その他教育長が就学援助を行う必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、児童及び生徒が区域外就学の場合にあつては、関係市町村教育委員会と協議し、その結果をもって就学援助の対象者とする。

(就学援助の費目等)

第3条 就学援助の費目は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 新入学用品費
- (5) 修学旅行費
- (6) 学校給食費
- (7) 医療費

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号に係る就学援助の費目は、前項第5号及び第7号に規定するものに限るものとする。

3 他の市町村に居住し、うるま市立の小中学校に在学する児童又は生徒の保護者に対しては、第1項に係る就学援助の費目のうち、同項第6号及び第7号に規定するものに限り支給する。

4 うるま市内に居住し、他の市町村立の小中学校に在学する児童又は生徒の保護者に対しては、第1項に係る費目のうち、同項第1号から第5号までに規定するものに限り支給する。

(援助金の額)

第4条 前条第1項各号に掲げる就学援助に係る援助金（以下「援助金」という。）の額は、毎年度予算の範囲内において教育長が定める。

(就学援助の申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に必要な書類を添付し、児童及び生徒の在学する学校長（以下「校長」という。）を経て、教育長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は別表に定める期日までに行わなければならない。ただし、児童及び生徒の保護者が不慮の事故や災害等に遭い、生活状態の著しい悪化が認めら

れた場合はこの限りでない。

(認定及び通知)

第6条 教育長は前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、認定の可否を決定しなければならない。

2 教育長は前項の規定により認定の可否を決定したときは、当該決定の内容を校長及び申請者に通知するものとする。

3 認定の期間は、別に定める認定日から当該年度の末日までとする。

(援助金の給付)

第7条 援助金は、第6条第1項の規定による認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し給付する。ただし、被認定者が援助金の受領を校長に委任したときは、当該援助金を校長に給付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療費の給付は直接医療機関等に支払うことができる。

(辞退の届出)

第8条 被認定者が就学援助を辞退しようとするときは、その旨を校長を経て教育長に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第9条 教育長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) 児童及び生徒が市外に転出したとき。

(4) 被認定者の児童及び生徒が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童福祉施設又は、同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所したとき。

(5) その他援助の必要がなくなったとき。

2 前項第1号及び第2号の規定により認定の取り消しをしたときは、教育長は校長及び被認定者にその旨を通知するものとする。

(援助金の返還)

第10条 教育長は、前条の規定により就学援助の認定を取り消したときは、既に給付

した援助金の一部又は全部の返還をもとめることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年11月10日から施行し、平成27年9月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にうるま市要保護及び準要保護児童生徒認定要綱(平成18年うるま市教育委員会告示第6号)の規定により行われた就学援助、手続その他の行為であって、うるま市就学援助規則(平成27年うるま市教育委員会規則第5号)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした就学援助、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成28年11月14日教委規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

申請区分	申請期限	認定日	備考
継続申請	1月から2月までの間で教育委員会が定める期間	申請期日の属する年度の翌年度の4月1日	1 翌年度も引き続き援助を必要とする者 2 年度当初から新たに援助を必要とする小学校1年生から5年生及び、中学校1年生から2年生
新規申請	4月1日から4月末日までの間で教育委員会が定める期間	申請期日の属する年度の4月1日	年度当初から新たに援助を必要とする小学校新1年生及び中学校新1年生並びに市外から転入してきた小中学生

追加申請	5月から12月までの毎月10日まで	申請日の翌日の1日	年度途中から援助を必要とする者
------	-------------------	-----------	-----------------